

令和5年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第三期入試 憲法

【出題趣旨】

いわゆる早稲田大学講演会事件を踏まえて、憲法13条解釈について問う問題である。憲法13条を根拠とするプライバシー権についての知識、理解を前提として、事例問題における当事者の主張を説得的に構築できるかを問いたい。

【採点基準】

- ・ 憲法13条についての学説の理解が正確か。
- ・ プライバシー権についての理解が正確か。
- ・ 早稲田大学講演会事件について、正確な理解ができているか。
- ・ 上記判例を踏まえて、本問の事例、事実に合わせた議論ができているか。

令和5年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第三期入試 刑法

【出題趣旨・採点基準】

1 【設問1】 本件オートバイを乗り出し河川敷で破壊した甲の行為について

【計45点】

(1) 問題の所在 10点

客観的には「窃取」(235条)に当たるが、占有侵害時に不法領得の意思がないとして窃盗罪ではなく、器物損壊罪(261条)にならないか。

(2) 不法領得の意思について

1) 必要説の内容 13点

意義・内容(①権利者排除意思、②利用処分意思)、機能(使用窃盗、毀棄罪との区別)について言及すること。①、②両方必要とする見解、②のみ必要とする見解は、本事案では、器物損壊罪が成立することになる。

2) 逆に、不要説あるいは②を不要とする立場の場合は、窃盗罪が成立することになる。

12点

3) いずれの見解に依拠するか明示し、異なる見解への的確な反論等が示されているか

10点

(3) 結論

2 【設問2】 Yを殴打して死亡させた乙の行為について 【計45点】

(1) 実行行為性 10点

殺人罪(199条)の成否が問題となることから、客観的な実行行為性を認定すること。

(2) 因果関係の存在 25点

Yは現に死亡しているが、何者かによる頭部暴行が介在しており、これが乙の行為と結果との間の因果関係の有無に影響するか。その判断基準とあてはめをすること。

(3) 故意(199条)の有無 10点

3 裁量点 【10点】

以上の合計点×0.8